

# 逗子市市民災害見舞金支給条例の一部改正について

逗子市市民災害見舞金は、災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給することにより、市民生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的として制定されました。

この度、支給対象となる災害の範囲や見舞金の額など、制度全体の見直しを実施し、近隣市町の状況を参考に、次のとおり条例の一部改正を行います。

改正案に対する市民の皆さんのご意見をお寄せください。

## 【改正のポイント】

### 1. 災害見舞金の支給対象となる災害から、交通事故を除外します。

- 理由：近年、自賠責保険及び任意保険などの車両事故に対する民間の保険制度が充実してきたことから、交通事故に対する見舞金の支給を廃止とします。ただし、偶発性の高い航空事故や鉄道事故、また、公共交通機関により事故に遭われた方への見舞金は継続します。

### 2. 死亡見舞金の額を変更します。

- 支給額：(現行) 700,000 円 → (変更後) 250,000 円
- 理由：近隣市町の状況及び見舞金の趣旨を鑑み、減額します。

### 3. 入院見舞金の支給対象となる入院の日数及び支給額を変更します。

- 対象日数：(現行) 7 日以上 → (変更後) 3 週間以上
- 支給額：入院 1 日あたり 2,000 円 → (変更後) 20,000 円
- 理由：近隣市町の状況及び見舞金の趣旨を鑑み、減額します。

### 4. 消火活動による損害に対し、災害見舞金を支給します。

- 支給額：1 人世帯 20,000 円 2 人世帯以上 50,000 円
- 理由：住家等の火災による消火活動において、隣家等に水等による著しい損害が及ぶことがあるため、このような場合も見舞金の支給対象とします。